

保護者各位

台東区教育委員会

## まん延防止等重点措置期間の延長及び臨時休園等対応の一部変更について

日頃、区の教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

この度、東京都において、3月6日（日）を期限としていた「まん延防止重点措置」について、3月21日（月）まで延長することが決定しました。

区教育委員会としては、今後も園児の安全・安心と、保育サービスを維持するために、感染対策を徹底しながら、園運営を継続していきます。なお、園児がり患した際の臨時休園の対応について、一部変更いたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、お子様の健康管理の徹底と家庭内における感染予防対策にご協力をお願いいたします。

## 記

## 1 臨時休園の対応について

園において感染者が発生した場合は、感染拡大を防ぐために、以下のとおり、臨時休園とする場合があります。なお、休園対象を一部変更いたします。

## (1) 休園対象

変更前	変更後	備考
り患した園児が在籍するクラス及び、そのきょうだい関係にあたる園児	<p><b>(在籍するクラスの休園について)</b></p> <p>原則、り患した園児が在籍するクラスを休園とする。但し、感染対策の状況等により、休園範囲をクラスではなく、り患した園児と一定程度接触のあった園児のみに限定する。</p>	感染対策の状況（マスクの着用や、昼食時の衝立・黙食、午睡時の園児同士の距離など）、クラス内の体調不良者の状況などを踏まえて園と区で協議し、判断する。
	<p><b>(きょうだい関係について)</b></p> <p>原則、休園対象としない。</p>	休園中のクラス内で複数名がり患するなど、感染拡大が懸念される場合のみ、きょうだい関係を含めることとする。

(2) 休園期間（変更ありません） り患した園児の最終登園日（最終接触日）を0日目として7日間

(3) 休園期間中の保育料（変更ありません） 日割り計算といたします。

## 2 休園期間等の考え方について

園は、限られた空間で濃厚接触を回避できない施設です。

り患した園児が感染可能期間（\*）に登園していた場合、在籍クラスの他の園児は、り患した園児と一定程度接触があり、発症するリスクがあると考え、休園（自宅待機・健康観察）をお願いするものです。但し、感染対策の状況等により、クラス内の一部園児に限定する場合があります。

なお、休園期間は、国の基準である濃厚接触者の待機期間（7日間）としています。

保健所による濃厚接触者の調査が行われない現状を踏まえ、感染リスクの範囲を広くとらえて、それ以上に感染を拡大させないための措置になります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

## (\*) 感染可能期間

発症日の2日前（無症状の場合検体採取日の2日前）から自宅待機等隔離されるまでの期間